書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３号
福井県敦賀市若葉町３丁目1258番地
清算株式会社　株式会社田中善建設
代表清算人　田中　良一
１　決定年月日　令和８年２月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（ヒ）第５号
岡山県備前市日生町日生639番地の34
清算株式会社　株式会社ＫＩＳ
代表清算人　春本　新二
１　決定年月日　令和８年２月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第９号
埼玉県深谷市岡部1866番地１
清算株式会社　株式会社ＴＫＤ
清算人　髙田美三雄
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第２０８５号
東京都江東区三好２丁目15番９号
清算株式会社　株式会社長寿の森
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１１号
埼玉県飯能市大字芦苅場320番地
清算株式会社　飯能管理株式会社
代表清算人　大平　洋一
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権並びに解散日（令和７年２月17日）の翌日以後の利息債権・遅延損害金請求権等の付随する債権の全額につき、その債務を免除する。
３　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記２記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対して、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する（１円未満の端数は切り捨てる）。弁済は、各協定債権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により実施する（振込手数料は清算株式会社の負担とする）。この場合、前記２に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
４　共益的債権及び優先債権の取り扱い
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
以上
さいたま地方裁判所川越支部
別紙
（単位：円）

債権者名	協定債権額
株式会社埼玉りそな銀行	1,775,068,290
飯能信用金庫	529,602,477
ゆきぐに信用組合	64,449,681
農林中央金庫	34,207,811
アビリオ債権回収株式会社	6,961,073
株式会社足利銀行	16,665,908
株式会社東京スター銀行	402,152,238
株式会社山梨中央銀行	17,290,378
埼玉県信用保証協会	76,798,992
株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）	1,488,273,245
株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）	6,312,826
大平洋一	29,142,382
株式会社将軍まいたけジャパン	5,000,000
債権総額	4,451,925,301

※解散日（令和７年２月17日）現在の元本及び利息・遅延損害金

令和７年（ヒ）第２１０４号
東京都葛飾区水元３丁目14番15号
清算株式会社　株式会社八潮管財
代表清算人　岡田　優真
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
１　協定債権
本協定において、「協定債権」とは、清算株式会社に対し特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（元本及びこれに対する利息損害金）をいう。
２　協定債権者ら
本協定において、「協定債権者ら」とは、協定債権を有する債権者らをいう。
第２　免除
協定債権者らは、本協定にかかる認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対し、協定債権のすべてを免除する。
第３　新たに財産が発見された場合の弁済
１　弁済
上記第２の免除の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者らに対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権の額に応じ按分して弁済する。
２　免除の効力の遡及的消滅
前項の場合においては、協定債権者らが上記第２の規定により行った債務免除は、前項に基づく弁済の額の限度で効力を失う。